

『異常時の対応と地域の貢献』

株式会社 小野組の異常時における地域保全対応について

異常時対応計画書

平成 24年 8月 改訂

(※平成16年10月制定)

1. 目的

本計画書は、当社(株)小野組が周辺地域に係る自然災害等の異常時に、顧客の依頼等により災害に対処し、被害を軽減する事を目的とする。

2. 対策本部の設置及び組織事務分掌等

(1) 対策本部の設置基準

<p>レベル1、顧客の要請により担当部所に対応する。</p> <p>国土交通省 新潟国道 ・ 羽越河川・国道 新潟県 新発田地域整備部 東北電力 他顧客</p>
<p>レベル2、震度5未満4以上の地震が発生した場合。</p> <p>ア、各部の部門長・次長(事務局にあらかじめ選任されている者)本社に集合する。但し集合出来ない場合は電話等で連絡する。</p> <p>イ、関係機関より巡視・見回り等の委託を受けている部については部の班編制表に基づきすみやかに対応する。ただし班編制が無理な場合は他の部から人員を補充し対応する。</p> <p>ウ、委託要請により巡視・見回りが必要な所。</p> <p>新潟国道 道路パト実施 新発田地域整備部 河川・海岸・道路・砂防パト実施</p>
<p>レベル3、地震震度5以上・水害・台風・火災等の自然災害発生時又自然災害発生の恐れがある場合に「対策本部」を設置する。</p>

イ. 対策本部の設置は下記による自然災害発生時又は自然災害発生の恐れのある場合に設置するものとする。

対策本部設置条件

災害名	条 件
地震	新発田、村上地域整備部管内において震度5以上の地震が発生した場合。又津波にあつては、震度に関係なく津浪の発生情報を受けた場合。
水害	新発田、村上地域整備部管内において異常降雨による河川の増水で堤防の決壊が予想される場合。当社関係機関又は企業から要請があつた場合。
台風	新発田、村上地域整備部管内において台風による家屋の被害等が発生した場合。当社関係機関又は企業から要請があつた場合。
火災	新発田、村上地域整備部管内において火災が発生し、当社関係機関又は企業から要請があつた場合。
その他	上記以外で対策本部長が対策本部設置の必要を認めた場合。

ロ. 対策本部への集合は原則として、対策本部長が副本部長に連絡し、副本部長が事務局へ、事務局は資材班、実施班に連絡するものとするが、対策本部長が不在の場合は副本部長が本部長の代行を務めるものとする。

尚、上表対策本部設置条件等の災害が発生したと認められた場合、対策本部長以下副本部長、事務局、資材班及び実施班班長、副班長は取り急ぎ本社に集合するものとする。全社員は、まず自分の身の回りの安全を確保して可能な限り30分以内に部門長等に安否等連絡した後、すみやかに本社に集合するものとする。

ハ. 対策本部の設置場所は本社を原則とし、本社が機能しない場合においては被災を受けていない小野組関連施設に場所を移し設置する。

ニ. 設置期間にあつては、対策本部設置から危険が除去されるまでの間とし、その判断は対策本部長が行うものとする。

ホ. 災害対策本部の組織は別紙組織図のとおりとする。

ヘ. 災害対策本部の組織において、それぞれの業務分担を次のとおりとする。

業務分担表

名称 (班名等)	異常時における対応	摘要
本部事務局	① 災害対策本部の設営 ② 社員の招集 ③ 情報の統括（気象、出水状況、被害状況等の把握及び関係機関との連絡） ※ 被害等の報告、管内市町村、県、国事務所との情報交換、照会等	● 本部長（副本部長）の指示のもと ● 班長に連絡を取り班長から各者に連絡 ● 情報及び実施内容を記録し、保管する
資材班	① 本部事務局の情報をもとに、必要資機材の購入及び輸送手配 ② 緊急資材、ストック品の確保（不足材の補充）	● 情報及び実施内容を記録し、保管する ● 装備品リストによる管理を実施する
実施班	① 被災地の状況報告並びに救援活動の現地指導 ※ 資機材、人員等の要請について本部事務局と連絡調整 ② 救援活動従事者の把握並びに安全確保 ※ 班長は協力会社作業員の安全を確保するために必要な処置を講じる	● 安全管理一般、住所・氏名等の把握 作業時の安全指導 避難場所、集合場所の周知等

緊急時連絡体制組織図

